

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（供給物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）日用生活品
- （2）作業関係用品
- （3）冷暖房機器及び電気用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（受取及び運搬）

第6条 物資の受取場所は甲が指定し、甲は指定場所へ職員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（未使用物資の引取）

第7条 前条の規定により甲が受け取った物資のうち、未使用のものについては、甲の求めにより乙は、これを引き取るものとする。ただし、著しく商品価値が低下したものについては、この限りではない。

なお、商品価値の低下の判断等の詳細な事項に関しては、甲乙協議の上、定めるもの

とする。

(費用の負担)

第8条 第3条の規定により乙が供給した物資の対価については、甲乙協議の上、決定する。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及・担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

2022年(令和4年)3月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 島根県益田市遠田町2179番地1
株式会社 ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正